様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　７年　5月　12日

和歌山県知事　　殿

提出者　〒644-0002

住　所　和歌山県御坊市薗１１６番地２

氏　名　ひだか病院
院長　西森　敬司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０７３８－２２－１１１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ひだか病院
事業場の所在地	和歌山県御坊市薗１１６番地２
計画期間	令和７年４月１日～令和８年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業【８３】
②事業の規模	病床数367床（内一般病床263床 精神科病床100床 感染病床4床）
③従業員数	609人　（常勤448人　非常勤161人）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	発生 ⇒ 保管 ⇒ 収集運搬（委託） ⇒ 処分（焼却）（委託）

（日本工業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

病院長（管理責任者）

施設管理課産業廃棄物管理担当者

処理責任者（排出部門所属長）看護部門→各病棟看護師長―外来看護師長―手術室師長
その他の部門→各科所属長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　令和　6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　　出　　量	161.60　t	t
	（これまでに実施した取組） これまで感染性・非感染性と区別せずに全て感染性として処分していたオムツの廃棄運用を、令和６年度の１１月から区別して処理するように運用を変更した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排　　出　　量	154.60　t	t
	（今後実施する予定の取組） 上記の取り組みを年度初頭から継続して実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 鋭利な物・固形状・泥状・液状 使用済み紙おむつを非感染性・感染性廃棄物と区別して処理 分別してバイオハザードマーク添付専用密閉容器に梱包して保管
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の取り組みを継続する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和　　6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和　6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組　）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和　6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和　6　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	161.60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 安全性・衛生面を考慮し、他の廃棄物との区別・分別を心がけ削減するよう心がける。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	154.60 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 現状の取組を継続する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和　6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	161.60 t	
	（今後実施する予定の取組等） 令和元年度から導入した電子マニフェストでの運用が始まり、自由に活用できるようになったデータを有効利用したい。		
※事務処理欄			

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。

感染性廃棄物処理計画書

1．感染性廃棄物の処理の概要に関する事項

<table>
<tr><th>管理項目</th><th colspan="2">処理の概要</th></tr>
<tr><td rowspan="7">感染性廃棄物の
発生状況</td><td>発生場所</td><td>廃棄物の種類</td></tr>
<tr><td>外来（各診療科）</td><td>注射器（30本）ガーゼ（約30枚）包帯（約１本）</td></tr>
<tr><td>各病棟</td><td>注射器（４０本）ガーゼ（150枚）包帯（約５本）</td></tr>
<tr><td>検査室</td><td>ガラス器具（約５００ｇ）　培地（無）</td></tr>
<tr><td>放射線科</td><td>注射器（５本）ガーゼ（１０枚）</td></tr>
<tr><td>手術室
（開腹一件当たり）</td><td>注射器（約３本）輸血器具（約１セット）ガーゼ（約１０枚）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>注射器（78本）輸血器具（１セット）
ガーゼ（２００枚）包帯（６本）
ガラス器具（５００ｇ）培地（無）
透析器具（約２０セット）</td></tr>
<tr><td>分別</td><td colspan="2">液状又は泥状物（血液・組織・器官等）
固形状物（血液付着ガーゼ・血液付着注射筒等）
鋭利な物（注射針・メス・ガラス片等）</td></tr>
<tr><td>施設内運搬方法</td><td colspan="2">各外来・各病棟・各科手押し運搬車にて保管場所へ持ち込み
（運搬経路は別図参照）</td></tr>
<tr><td>梱包</td><td colspan="2">プラスチック容器（液状又は泥状物）
プラスチック容器（鋭利な物）
半透明ビニール袋入り重段ボール箱（固形状物）</td></tr>
<tr><td>表示</td><td colspan="2">液状又は泥状物（バイオハザードマーク　赤）
固形状物　　（バイオハザードマーク　橙）
鋭利な物　　（バイオハザードマーク　黄）</td></tr>
<tr><td>保管場所</td><td colspan="2">病院施設内感染性廃棄物置き場（診療管理棟・精神科棟間東側）
（保管場所は別図参照）</td></tr>
<tr><td>院内の清掃</td><td colspan="2">業者名　　関西プロジェクト（株）</td></tr>
</table>

委託処理等	収集・運搬	業者名	（有）サンライト	許可番号 発生地 運搬地	03050029895 和歌山県御坊市薗 116-2番地 和歌山県和歌山市湊青岸埠 1352・1354-1
	中間処理	業者名	（株）産九	許可番号 処分地 処分方法	07270114588 和歌山県和歌山市湊青岸埠 1352・1354-1 焼却
	最終処分	業者名	大阪湾臨海環境整備センター	許可番号 処分地 処理方法	許可番号を必要としない事業場 大阪市此花区北港緑地地先 埋立

３．保管方法に関する事項

１　使用する密閉容器等の材質・寸法・色

区分	密閉容器	密閉容器	ダンボール箱
材質	プラスチック	プラスチック	ダンボール
容量（ﾘｯﾄﾙ）	５０	２０	５０
外観色	グレイ	白	白

２　保管場所

〔別　　紙〕

収集・運搬に関する事項

令和７年度搬出予定

感染性

月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
回　数	20	20	20	19	20	20	20	19	21	21	21	20	241 回
搬出量	64	64	64	64	63	65	64	66	65	64	64	65	772 kℓ

５　廃棄物処理委託契約書（写し）

〔別　　紙〕

６　許可書（写し）

①収集・運搬
②中間処理又は最終処分

〔別　　紙〕

感染性廃棄物処理実施細目

<table>
<tr><td rowspan="2">分別</td><td colspan="3">感染性廃棄物は、発生時点において他の廃棄物と分別して排出する。</td></tr>
<tr><td>分別の基準</td><td colspan="2">感染性廃棄物　　鋭利なもの
固形状のもの
液状又は泥状のもの</td></tr>
<tr><td rowspan="4">梱包</td><td colspan="3">感染性廃棄物の梱包は次の基準により行う</td></tr>
<tr><td rowspan="3">梱包の基準</td><td>鋭利なもの</td><td>プラスチック容器</td></tr>
<tr><td>固形状のもの</td><td>ビニール袋入り段ボール箱</td></tr>
<tr><td>液状又は泥状のもの</td><td>プラスチック容器</td></tr>
<tr><td rowspan="4">表示</td><td colspan="3">感染性廃棄物の保管を梱包した容器又はこれを収納する容器には、性状に応じて次のように色分けしたバイオハザードマークを表示する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">識別の基準</td><td>鋭利なもの</td><td>黄色</td><td rowspan="3">※全部または一部を混合したものは黄色とする</td></tr>
<tr><td>固形状のもの</td><td>橙色</td></tr>
<tr><td>液状又は泥状のもの</td><td>赤色</td></tr>
<tr><td>施設内収集・運搬</td><td colspan="3">1、感染性廃棄物の病院内における収集
施設内における収集・運搬　感染性廃棄物の収集運搬は、移動の途中で悪臭が漏れる、又は内容 物が飛散・流出するおそれのないように容器を密閉して行うこと。</td></tr>
<tr><td>保管</td><td colspan="3">（1）感染性廃棄物は、他の廃棄物と区別して保管すること。
（2）感染性廃棄物の保管はできる限り短期間とすること。
（3）感染性廃棄物の保管場所は、関係者以外が立ち入らぬよう施錠 すること。
（4）保管場所には感染性廃棄物の存在を表示するとともに取扱いの 注意事項を記載すること。
（5）保管場所は、ねずみ、蚊、ハエ及びその他の害虫が発生しないよう必要な処置を講じる事。</td></tr>
<tr><td>施設内処理</td><td colspan="3">無し</td></tr>
</table>

2、緊急時の連絡体制に関する事項

（感染性廃棄物による事故の発生又はおそれがある場合）

※夜間の場合は緊急時連絡体制表沿って連絡する。

院長	西森　敬司 内線　7300 PHS　4852

御坊保健所	TEL 22-3481

事務長	松根　博司 内線　7302 PHS　4761

御坊市環境衛生課	TEL 23-5506

感染性廃棄物管理責任者（院長）	西森　敬司 内線　7300 PHS　4852

事務担当者 末吉克幸	事務局 次長	西　浩司 内線　7315 PHS　4897
	施設管理課 課長	末吉　克幸 内線　7207 PHS　4728
	施設管理課 係長	芝﨑　博和 内線　7206

院内清掃業者
（株）関西プロジェクト TEL 0738-22-2477 診療管理棟係　PHS　4796 病棟係　PHS 4790　4791

収集運搬・中間処理業者
（有）サンライト TEL 073-422-2418 （株）産九 TEL 073-474-3739

最終処分業者
大阪湾広域臨海 環境整備センター TEL 073-455-8103 TEL 06-6204-1721

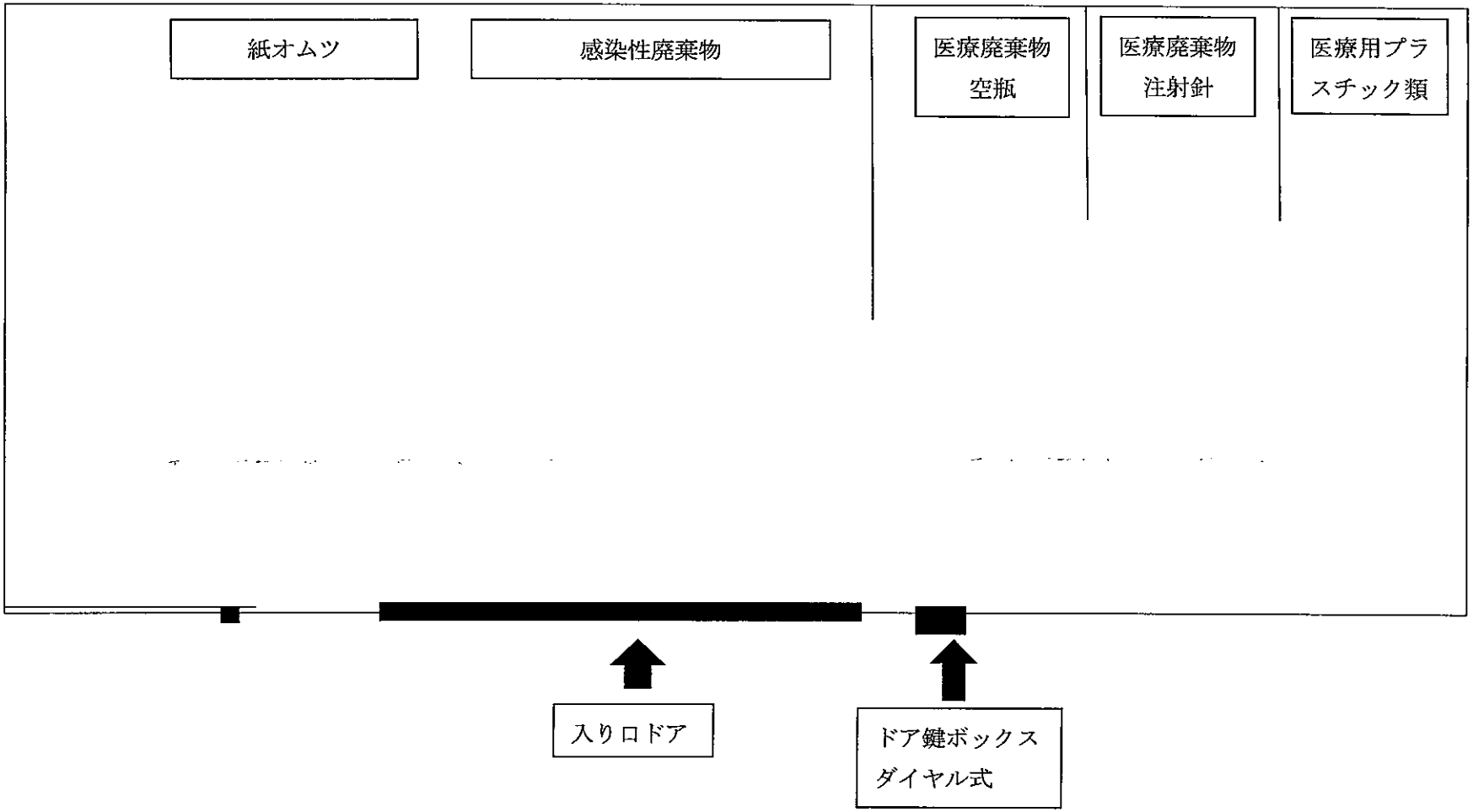

感染性廃棄物保管場所　区分図
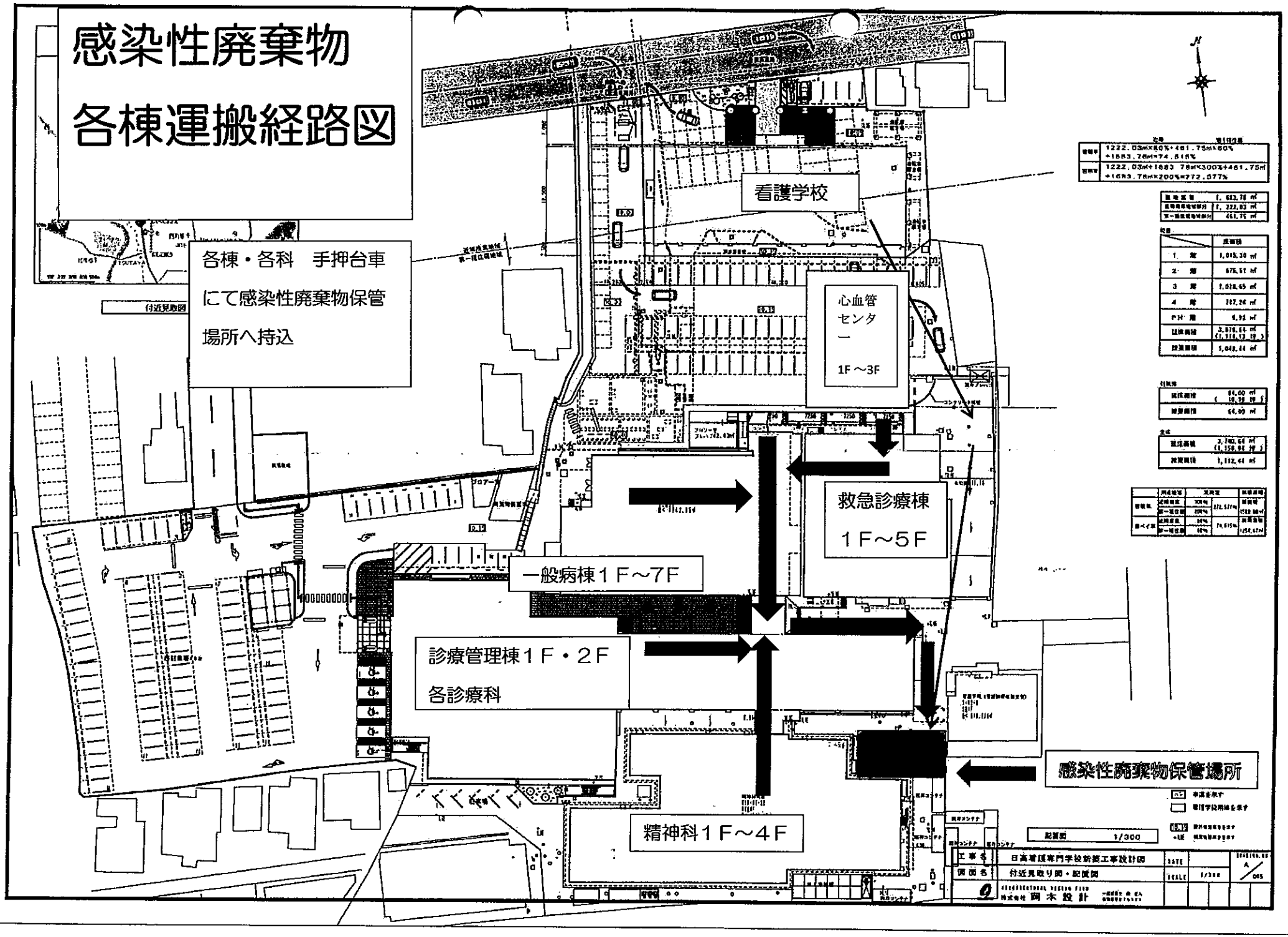
感染性廃棄物
各棟運搬経路図